

第32回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成29年3月24日 開会

平成29年3月24日 閉会

浦幌町農業委員会

平成29年3月24日 第32回農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時15分

1 出席委員

1番 佐藤泰彦	2番 石森正浩	3番 高橋福一
4番 福田和己	5番 大坂有	6番 山村幹次
7番 木南和徳	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 阿部優	11番 森秀幸	12番 村岡秀樹
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長	前田 勇
事務局長補佐(振興係長)	宿院 賢一
農地係長	高橋 博勝

○議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

4 議事内容 午後2時00分開会

○前田事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第32回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第1「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号4番福田委員、5番大坂委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

●日程第2 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第2「諸般の報告」について事務局長より報告をお願いいたします。

○前田事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

○小川議長 続きまして、日程第3、報告第1号「農地賃貸借契約合意解約について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 報告第1号。農地賃貸借契約合意解約について。農地法第18条第6項の規定により、次のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。平成29年3月24日提出。浦幌町農業委員会会長。賃貸人は、貴老路に住所を有する方、賃借人は、美園に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成23年3月1日に賃貸借されましたが、平成29年3月3日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

賃貸人は、養老に住所を有する方、賃借人は、朝日に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成27年10月30日に賃貸借されましたが、平成29年3月10日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合により借り替えるための解約であります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは質疑が無いようですので、報告第2号は報告のとおりといたします。

●日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第1号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成29年3月24日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の賃貸借案件5件、使用貸借案件2件でございます。

番号39番。貸主は、貴老路に住所を有する方。借主は、美園に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、6筆合わせまして、65,888平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年3月27日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、賃貸借していた農地の一部を再度貸し付ける。借主は、持続的な経営を図るため農地を借り受けるものであります。

番号40番。貸主は、貴老路に住所を有する方。借主は、貴老路に住所を有する方です。土地

の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、2筆合わせまして、2,427平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年3月27日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、賃貸借していた農地の一部を再度貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号41番。貸主は、合流に住所を有する方。借主は、合流に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、4筆合わせまして、70,843平方メートル。実耕作面積は、67,000平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年3月27日から平成39年12月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたので、新たに貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号42番。貸主は、合流に住所を有する方。借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、38,584平方メートル。実耕作面積は、34,000平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年3月27日から平成39年12月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたので、新たに貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号43番。貸主は、養老に住所を有する方。借主は、朝日に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、4筆合わせまして、177,720平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年3月27日から平成39年12月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地が返還されたため、新たに貸し付ける。借主は、会社設立に伴い個人名義から会社名義へ借り替え変更するものであります。

番号44番。貸主は、貴老路に住所を有する方。借主は、美園に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、2筆合わせまして、2,589平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成29年3月27日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、経営規模縮小するため。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案次ページ以降に3条番号39からの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号39番と40番並びに44番について、地区担当委員の森委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○森委員 番号39番につきましては、只今事務局の説明のとおり、持続的な経営を図るため農地を借り受ける内容であり、3月12日現地を確認しました。また、番号40番と44番につき

ましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により、経営の安定を図る内容でありまして、3月12日現地を確認したところ、どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件を全て満たしていることをご報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に番号41番と42番について、地区担当委員は私ですが、代わって地区担当委員長の木南委員長から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員長 番号41番、42番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であります。3月10日に現地を確認して参りました。どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に番号43番について、地区担当委員の村岡委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○村岡委員 番号43番につきましては、只今事務局の説明のとおり、会社設立に伴い、個人名義から会社名義へ借り替え変更する内容であり、3月20日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。以上で本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それではこれをもちまして第32回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

午後2時15分閉会